

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（抄）

（港湾調査規則の一部改正）

第三条 港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定にかかわらず、前条の調査票の配布を受けた者であつて、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第一項の規定により税関長に申告等を行った事項の一部（以下「当該事項」という。）を調査に使用することに同意した者について、調査事項のうち当該事項に係るものについて調査票への記入を要しないこととすることができる。